

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

資料6

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

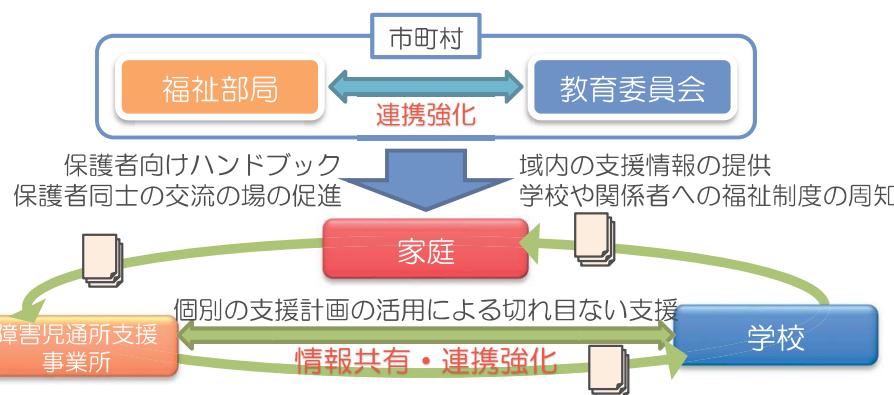
2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をもっと元気に～

平成30年3月29日

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム

1. プロジェクトチーム設置の背景

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められているところである。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（以下「「トライアングル」プロジェクト」という。）を発足させた。

2. 教育と福祉の連携や保護者支援の現状

「トライアングル」プロジェクトにおいては、教育と福祉の連携を推進している地方自治体や障害のある子供への支援を行う関係団体から、現状の課題や取組について報告を受け、以下のような課題を確認した。

1) 教育と福祉の連携に係る課題

- ・ 各地方自治体において学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、子供に必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある。
- ・ 例えば、放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっておらず、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、子供の状態などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。
- ・ 学校の制度や校内の体制等について、放課後等デイサービス事業所の理解が進んでいないため、放課後等デイサービス事業所から学校に対し、必要な連携や協力の内容に関する説明が十分になされず、学校側は何を協力したらいいのか分からない場合がある。
- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れていおらず連携できていない。

2) 保護者支援に係る課題

- ・ 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。
- ・ 保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけるのに苦労することがある。
- ・ 周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合がある。
- ・ 障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足している。

3. 文部科学省・厚生労働省として今後取り組むべき方向性について

1) 教育と福祉との連携を推進するための方策

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要である。

このため、今後、国においては、文部科学省と厚生労働省が連携して、以下に示す教育と福祉の連携の促進等に取り組むよう促していくこと。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

国は、障害児通所支援事業所等と学校との関係を構築するため、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が共に主導し、「連絡会議」などの機会を定期的に設けるよう促すこと。その際、各地方自治体は、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

国は、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、校長会や教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保することを通じて、地方自治体が、制度の周知を図るよう促すこと。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園については、巡回支援専門員を活用した知識・技術の普及を促すこと。

(3)学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

国は、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の方法について、両者で共有すべき情報や、日々の引継ぎの方法、引継ぎの実践例、緊急時の対応、個人情報の取扱いなどの連携の方策について、円滑に実施できている地方自治体の好事例を周知し、家庭・教育・福祉が情報共有できる仕組みの例を示すこと。

また、例えば学校の敷地内において障害児通所支援事業等を実施するなど、教育と福祉が密接な連携を行っている事例の把握等をすること。

さらに、放課後等デイサービスと学校との連携方策についてより明確化するなど、更に質の高いサービスの提供に向けて「放課後等デイサービスガイドライン」を改定すること。

(4)個別の支援計画の活用促進について

国は障害のある子供が、乳幼児期から就労にいたるまで、切れ目なく支援を受けることができるよう、国は、個別の支援計画を活用して教育・福祉等の関係部局や関係機関が連携し、支援に係る情報を適切に引き継いでいく仕組みを構築する自治体を切れ目ない支援体制整備充実事業を通じて支援すること。

特に、個別の支援計画のうち教育機関が中心となって作成する「個別の教育支援計画」については、学習指導要領により作成・活用が促されているが、国は、各学校において、「個別の教育支援計画」が作成される場合、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関が連携して、しっかりと作成されるよう、必要な規定を省令に置くこと。

加えて、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含めた一貫した支援がより一層組織的・継続的かつ計画的に進められるよう、「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たっての保護者や関係機関の参画を促すこと。

また、本プロジェクトでの議論も踏まえ、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）を充実させたが、この加算も活用しつつ、支援計画の作成にあたり学校との連携を更に推進すること。その際、可能な限り保護者の意見を聞き計画に反映できること。

2) 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であり、国は、各地方自治体に対し、相談窓口の整備や保護者支援ための分かりやすいハンドブック等の作成を促すなど、以下に示す支援等に取り組むこと。

(1)保護者支援のための相談窓口の整理について

国は、各地方自治体に対し、相談窓口を一元化してしいる自治体の好事例を踏まえ、

教育委員会や福祉部局等の関係部局、教育センターや保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこに相談すればよいか分かりやすく示すとともに、担当でない職員であっても適切な窓口を紹介できるよう工夫を促すこと。

(2) 保護者支援のための情報提供の推進について

国は、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、各地方自治体において、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成し、周知するよう促すこと。

各地方自治体がハンドブックを作成する際には、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

国は、各地方自治体がハンドブックを作成するに当たって参考となるよう、記載すべき事項などを分かりやすく示したひな型を作成すること。

(3) 保護者同士の交流の場等の促進について

障害のある子供の保護者にとっては、他の保護者と悩みを共有したり、成人した障害者から幼児期の様子や成長の過程、親としての関わり方などを聞いたりすることが支えになり、孤立感・孤独感から解放され、子供にも良い影響を与えることがある。

このため、国は、各地方自治体に対し、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援について実施を促し、支援を行うこと。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施を促し、支援を行うこと。

さらに、教育委員会において、福祉部局と連携しつつ、就学相談や教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

(4) 専門家による保護者への相談支援について

国は、各都道府県に対して、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるよう専門コース別研修の開催について、積極的に促していくこと。

3) 国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターの連携促進

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）においては、主として教育分野における支援を、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）においては、福祉分野における支援を、それぞれ研究し普及を進めており、両者のウェブページを保護者等が活用しやすいようにつながりを持たせるなど工夫すること。

また、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両省・両者による連携の下、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること。

4) 障害の理解促進のための普及啓発

国は、子供にも分かりやすいポスター やリーフレット等を作成するとともに、各地方自治体に対し、福祉関係の機関だけでなく、学校等にこれらのポスターの掲示やリーフレットの配布等を実施するよう促し、発達障害について正しい知識を幅広い層に普及すること。

4. 終わりに

本プロジェクトでは、限られた時間の中で精力的に議論を重ね、上記の方策をとりまとめたが、教育と福祉については、本来、縦軸（時間軸）と横軸（施策の範囲）の両面で更なる連携が必要である。

医療的ケア児など医療が必要な障害のある子供に関する施策、乳幼児健診などの母子保健分野や早期からの教育相談を含む一般的な子育て支援施策との連携、障害のある子供が18歳に達した後の就労支援等について、障害のある子供とその家族をもっと元気にするという本プロジェクトの精神に基づき、文部科学省、厚生労働省両省間の連携を引き続き緊密に図る。

（以上）

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの設置について

1. 趣旨

障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害など障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められている。この度、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討する。

2. 検討事項

教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

3. 実施方法

- (1) 別紙の構成員において、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 期間

平成 29 年 12 月 14 日から平成 30 年 3 月 31 日とする。

5. その他

- (1) このプロジェクトチームに関する庶務は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室において協力して行う。
- (2) その他プロジェクトチームの運営に関する事項は、必要に応じプロジェクトチームに諮って定める。

(別紙) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム 構成員

文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働副大臣 高木 美智代

文部科学省初等中等教育局長 高橋 道和

文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当） 白間 竜一郎

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 中村 信一

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育企画官 森下 平

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 宮寄 雅則

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 内山 博之

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室長 三好 圭

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト開催経過

第1回開催

- ・日時：平成 29 年 12 月 14 日（木）
- ・議題
 - (1) プロジェクトチームの設置について
 - (2) 教育と福祉の連携を行っている地方自治体の好事例について
 - ・大阪府箕面市からのヒアリングについて
 - ・新潟県三条市からのヒアリングについて
 - (3) プロジェクトチーム名について
 - (4) その他

第2回開催

- ・日時：平成 30 年 1 月 30 日（火）
- ・議題
 - (1) 教育と福祉の連携について、家族、支援者からご意見
 - ・一般社団法人日本自閉症教会からのヒアリング
 - ・一般社団法人全国児童発達支援協議会（CDS）からのヒアリング
 - (2) 課題の整理とその解決に向けた具体的方策について自由討議
 - (3) その他

第3回開催

- ・日時：平成 30 年 3 月 29 日（木）
- ・議題
 - (1) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告案について～障害のある子供とその家族をもっと元気に～
 - (2) その他